

入院される患者さんにご家族の方へ

【高濃度カリウム液の点滴注射（適応外使用）について】

低カリウム血症は重篤な不整脈を引き起こす為、カリウムを補充する必要がありますが、血液中のカリウムが多くなり過ぎると不整脈や心不全をきたす恐れがあります。

また、注射用カリウム液は、細い血管に点滴投与すると血管痛・静脈炎が生じることもあります。

これらの理由により、カリウム液を点滴注射する場合は、国が定めている投与濃度 40mEq/L 以下に薄めて使用することになっています。

しかし、透析による全身管理、心不全、脳卒中などで水分を制限しなければならない患者さんに対しては、当院のルールに従い「適応外使用」として太い血管である中心静脈から高濃度カリウム液の注射を行う場合があります。（透析中は透析回路から）

当院では以下のルールを遵守し、高濃度カリウム液（投与濃度 40mEq/L を超える）の点滴注射を行っています。

- 投与濃度 60mEq/L 以下の場合は、末梢静脈（細い血管）からの投与も可とする
- 投与濃度 60mEq/L を超える場合は、原則中心静脈（太い血管）から投与する〔透析回路からの投与を除く〕
- 医師の判断により投与濃度 100mEq/L を超える場合は、中心静脈投与かつ HCU（高度治療室）で管理する
- 国が定める添付文書の投与速度（1 時間あたり 20mEq 以下）を遵守する
- 国が定める添付文書の 1 日の総投与量（100mEq/日以内）に従い投与するが、医師の判断によりその量を超える場合は HCU（高度治療室）で管理する〔透析中の患者さんを除く〕
- 必ず心電図モニターを装着し、不整脈が発生しないかを観察する
- 必ずシリンジポンプもしくは輸液ポンプを使用し、急速輸液がなされない対策を行う
- 高濃度カリウム液の点滴後は迅速に血液検査を行い、血中カリウム値を測定する
- 異常が認められた場合は速やかに減量または中止し、適切な処置を行う
- 低カリウム血症が是正され次第、高濃度カリウム液の点滴投与は終了する

この内容に関してご不明点・ご質問がある場合には、担当医師、看護師、薬剤師までお尋ねください。